平成２３年（フ）第１７９６７号
千葉県千葉市中央区都町1254―１
債務者　株式会社ＰＡＧＥ　ＯＮＥ
代表者代表取締役　原田　信宏
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩本　昌子
４　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９６９号
東京都江戸川区南小岩７丁目37番13号
債務者　有限会社一鮨
代表者代表取締役　飯塚　完一
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大河原啓充
４　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３０６号
東京都渋谷区神宮前３丁目17番22号
債務者　株式会社ＦＩＬＭ
代表者代表取締役　宮田　幸一
１　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　牧野　芳樹
４　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４０９号
東京都板橋区志村３丁目17番２号
債務者　サンコー商事株式会社
代表者代表取締役　桜庭　文義
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　真一
４　破産債権の届出期間　平成24年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８号
宮城県石巻市北上町十三浜字月浜47番地
債務者　有限会社大憲住宅
代表者取締役　佐々木ゆき江
１　決定年月日時　平成23年12月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小泉　清則
４　破産債権の届出期間　平成24年２月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午後１時30分
仙台地方裁判所石巻支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８３９７号
東京都足立区中川４丁目40―１―302
債務者　今井さとみ
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３９８号
東京都板橋区富士見町33―11　富士見32室、住民票上の住所東京都新宿区四谷４丁目18―15―303
債務者　帆苅由紀子（旧姓緒方）
１　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４０１号
東京都足立区千住曙町37―７―402、住民票上の住所東京都足立区千住曙町36―１
債務者　小和田幸宏
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４０２号
東京都足立区一ツ家４丁目８―４―201
債務者　後藤ツサ子
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４０７号
東京都江戸川区北小岩２丁目38―13
債務者　今ジョセフィンこと　コン　ジョセフィン　パドロネス
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４０８号
東京都足立区谷中２丁目２―８―202
債務者　山崎まゆみ
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４１０号
東京都足立区六月２丁目32―２
債務者　菊地　　勇
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４１１号
東京都足立区谷中３丁目20―７―301
債務者　相田眞由美
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４１７号
千葉県野田市山崎1645―８
債務者　野路　千春
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４１８号
東京都東久留米市下里４丁目１―39―507
債務者　上田　直行
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部